

各位

セントラル硝子株式会社

当社およびグループ会社におけるアスベストに関するご報告

アスベストに関する当社およびグループ会社における状況について、2015年5月25日にお知らせいたしました。その後の状況についてご報告いたします。

1. アスベスト健康被害について

この度、4件目として、2019年12月に当社堺工場（現堺製造所）で板硝子製造に従事されていた元従業員の方が中皮腫発症によりお亡くなりになり、2020年9月に労災認定がなされました。

2. アスベスト災害補償規程について

当社の業務に携わり、アスベスト関連作業に従事したことを原因として中皮腫または肺がん等を発症し、労働基準監督署により労災認定された方に対し補償金を支払う規程を制定しております。概要は以下の通りです。

（補償金支給対象者）以下の条件を満たす場合

①当社従業員及び元従業員

- ・当社勤務中にアスベスト暴露を受け、アスベスト吸引を起因とする中皮腫または肺がん等に罹患し労災認定を受けた方
- ・当社に1年以上勤務した方

②取引業者の方

- ・上記①に加え、当社以外での職業歴でアスベストを取り扱ったことがないことを証明できる方

（提出書類）書類取得に必要な費用は個人負担とさせていただきます

- ・労働基準監督署の労災認定を証明する書類及び、その際に提出した医師の診断書（写し）
- ・職業歴証明書類（取引業者の方）

（給付内容）

①当社従業員及び元従業員

| 区 分 | | 補 償 金 |
|-----|---|---------------|
| A | アスベスト暴露による中皮腫または肺がん等を発症し、労災が認定された場合 | 2,200万円 |
| B | アスベスト暴露による中皮腫または肺がん等を発症し、それが原因で死亡し、その後、労災が認定された場合 (年齢は死亡時年齢) | 65歳以下 |
| | | 3,520万円（有扶養者） |
| | | 3,160万円（無扶養者） |
| | | 66歳以上 |
| | | 2,500万円 |
| C | Aの後、中皮腫または肺がん等が原因で死亡した場合 (年齢は死亡時年齢) | 65歳以下 |
| | | 1,320万円（有扶養者） |
| | | 960万円（無扶養者） |
| | | 66歳以上 |
| | | 300万円 |

②取引業者の方

お見舞金として300万円を支給します。

3. 当社従業員及び元従業員の方への健康診断の実施について

次の作業に従事されている方又は、された方につきまして希望される方に対し年1回の健康診断を実施いたしております。

- ①旧セントラル化学（現当社川崎工場）隔膜電解作業従事者 ②板硝子製造従事者

4. 当社は今後とも法令を遵守し、従業員の健康管理と周辺環境の保全について、より一層努力していく所存です。

本件に関する問い合わせ先

セントラル硝子株式会社

取締役常務執行役員 経営管理室長 宮内 徹

(TEL 03-3259-7062)

以上